

平成23年度林野庁関係補正予算の概要

概要	22
山林施設災害復旧等事業	23
緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策	24
震災復旧対策緊急調査	25
木材供給等緊急対策	26
林業・木材産業等の金融支援措置	27
きのこ原木の安全性確保対策	29

平成23年度 林野庁関係補正予算(第1号)の概要

平成23年4月
林 野 庁

東日本大震災復旧対策

345 億円

(単位:百万円)

項 目	追 加 額		
	非公共	公 共	計
1 山林施設災害復旧等事業		15,670	15,670
2 緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策		2,848	2,848
3 震災復旧対策緊急調査		97	97
4 木材供給等緊急対策 〔 木材加工施設等の復旧 原木流通に対する支援等 〕	5,924		5,924
5 林業・木材産業等の金融支援措置	9,898		9,898
・ 災害復旧関係資金利子助成事業	505		505
・ 東日本大震災復旧林業信用保証事業	9,370		9,370
・ 森林組合経営再建緊急支援事業	23		23
6 きのこ原木の安全性確保対策	17		17
合 計	15,838	18,615	34,453

注) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

山林施設災害復旧等事業（公共）

【15,670百万円】

対策のポイント

地震や津波により現時点で被災が明らかになっている治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・地震で発生した津波により、海岸部の保安林における防潮堤等の施設が破壊され機能が滅失しているほか、地震による山腹崩壊や林道損壊等の被害が発生しており、次期の風浪、高潮、津波、豪雨等により再度災害が発生するおそれが高いことから、早期に復旧することが必要です。

政策目標

被災した山林施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 山林施設災害復旧事業

10,935百万円

地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、6.5/10、5/10※〕
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等

2. 山林施設災害関連事業

4,735百万円

施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

〔国費率（基本）：10/10、2/3、5/10※〕
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）による嵩上げ制度あり

お問い合わせ先：

林野庁治山課山地災害対策室（03-3501-4756（直））

林野庁整備課（03-6744-2304（直））

緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）

【2, 848百万円】

対策のポイント

被災した山地、海岸部の保安林の復旧整備や、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を緊急的に実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じており、被災箇所の森林の機能を早期に回復させることが必要です。
- ・また、地震や津波によって発生した火災により山火事被害を受けた森林等について、早急に復旧造林等を実施し、森林の機能を回復させることが必要です。

政策目標

- 緊急的な治山対策の実施による被災地域の安全・安心の確保
- 山火事被害を受けた森林等の早期復旧による公益的機能の確保

<主な内容>

1. 緊急治山対策

2, 630百万円

地震、津波等で被災した山地、海岸部の保安林のうち、緊急的な復旧整備を必要とする箇所について、復旧治山事業、防災林造成事業等を実施します。

国費率：10/10、2/3、1/2等

事業実施主体：国、都道府県

2. 被害森林緊急復旧対策

218百万円

地震の影響により山火事被害等を受けた森林の被害木の除去・処理及び復旧造林、海岸周辺等の被害森林の復旧並びに森林への漂着物の除去・処理等を実施します。

国費率：10/10、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、林業事業体等

お問い合わせ先：

1の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))

2の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))

震災復旧対策緊急調査（公共）

【97百万円】

対策のポイント

航空写真等により被災地域を広域に把握・分析し、海岸部の保安林の復旧・整備等の具体的な方策を検討するための調査を実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じています。
- ・被災箇所は広域に及んでおり、地震やこれに伴う津波により被災した箇所の実態を航空写真等により詳細に把握・分析し、被害状況に応じた対策を検討することが必要です。

政策目標

復旧対策を検討するための保安林等の被災状況把握・分析

<主な内容>

1. 地震による津波災害、山地災害の実態把握
地震前後の航空写真等の画像データにより、防潮護岸等の施設や海岸部の保安林等の被災状況を把握・分析します。
2. 災害復旧計画の検討
被災箇所において、対策を講じない場合に今後想定される潮害、風害、飛砂等の影響の分析を行い、復旧計画を検討します。
3. 被災状況に応じた復旧対策の検討
現地調査等を実施し、適切な工種・工法等を検討するとともに、復旧に要する期間を算定します。

〔国費率：10／10〕
事業実施主体：国

お問い合わせ先：

林野庁治山課 （03-6744-2308（直））

木材供給等緊急対策

【5, 924百万円】

対策のポイント

仮設住宅等の復旧資材確保のため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対して支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、現地では、避難生活が長期化する懸念が生じていることから、仮設住宅の建築や瓦礫の処理を迅速かつ円滑に進めていくとともに、仮設住宅等の整備に必要な木材を早急に供給することが必要です。
- ・このため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のために必要な資材確保等を図ります。

政策目標

仮設住宅（7万戸）等の復旧資材の確保

<主な内容>

1. 木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備

5, 300百万円

被災した木材加工流通施設等について、早期に稼働可能な施設の廃棄・復旧・整備と、瓦礫処理の円滑化等に資する木材破砕機の整備に対して支援します。

補助率：1／2

事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

2. 間伐材等の流通コスト等支援

624百万円

(1) 流通コスト支援

復旧に必要な資材用の木材で、被災工場の在庫原木や被災工場に出荷していた地域の原木等を、非被災工場等で受入れする場合の流通に対して、距離に応じて支援します。

(2) 流出木材の処理コスト支援

震災により港湾等に流出した木材の回収を、所有者等が行う場合に支援します。

補助率：定額、1／2

事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

お問い合わせ先：

1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))

1の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))

林業・木材産業等の金融支援措置

【9, 898百万円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者等の災害復旧に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、資金を円滑に調達できる環境の確保を図り、災害復旧を支援する必要があります。
- ・また、被災した森林組合の経営再建を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧等に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

1. 災害復旧関係資金利子助成事業

505百万円

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。

融資枠：35億円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体、(株)日本政策金融公庫

2. 東日本大震災復旧林業信用保証事業

9,370百万円

被災林業者・木材産業者が、復旧事業に必要な資金調達のために、(独)農林漁業信用基金から保証を受ける際の保証料の助成等を行います。

また、災害復旧に必要な資金を円滑に調達するための無担保・無保証人保証を行うため、(独)農林漁業信用基金に対する出資を行います。

保証枠：182億円

補助率：定額

事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

3. 森林組合経営再建緊急支援事業

23百万円

被災した森林組合が、経営再建・経営維持安定のため、金融機関から必要な資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成を行います。

融資枠：23億円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037 (直))
- 3の事業 林野庁経営課 (03-6744-2287 (直))

林業・木材産業等の金融支援措置

平成23年度補正追加要望額9,898百万円

○ 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧等に必要資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

融資	対象者	資金使途	限度額	講じる措置の概要
公庫資金	林業者	被害造林地、樹苗用施設、林道の復旧	借受者の負担額の80%	・無利子 ・無担保・無保証人貸付
	林業者	長期運転資金	600万円	
	林業者又は林業を併営む木材産業者	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等	
民間資金	農林漁業施設資金	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等	
	農林漁業セーフティネット資金	長期運転資金	600万円	
	森林組合経営再建緊急支援事業	経営の再建・経営の維持安定	経営再建のための資金(融資枠)8,000万円	・無利子
保証	天災資金	種苗、薪炭原木、しいたけほだ木等林業経営に必要な資金	個人:250万円 法人:2,500万円	・無利子
	東日本大震災復旧林業信用保証	被災事業者の事業復旧等に必要運転資金及び設備資金	100%	・無担保・無保証人保証引受 ・保証料無料

きのこ原木の安全性確保対策

【17百万円】

対策のポイント

消費者に安全なきのこを供給するため、その生産基盤であるきのこ原木の安全性を検証し、安定供給方策等を取りまとめます。

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所事故に伴い、きのこも含めた農作物の安全性の調査が実施されております。
- ・こうした中で、食品としての「きのこ」だけでなく、きのこの生産基盤である「原木」の安全性を確保することが必要です。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）を472千トン（平成27年）に増産

<主な内容>

きのこ原木の安全性確保対策

- （1）放射性物質が「きのこ原木」に与える影響に関する調査をします。
- （2）福島原発周辺地域の「きのこ原木」のサンプリング調査をします。

（ 委託先：民間団体 ）

〔お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059（直））〕